

政令第四百三三号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

## 理由

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。